

Title	イギリス帝国主義と南西太平洋の武器・労働交易
Sub Title	British imperialism and the labour and arms trade in the Southwest Pacific
Author	竹内, 真人(Takeuchi, Mahito)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2008
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.101, No.3 (2008. 10) ,p.533(137)- 556(160)
JaLC DOI	10.14991/001.20081001-0137
Abstract	<p>19世紀の後半期に、英仏独米の武器・労働交易業者は南西太平洋諸島民を誘拐して植民地労働者として移送した。本稿の目的は、この武器・労働交易そのものを分析することにはなく、武器・労働交易に対するイギリスの規制に分析焦点を絞り、イギリスの自由主義的介入の性格を解明することにある。具体的には、宣教師と国家権力の関係に注目し、イギリスが武器・労働交易の規制に着手した原因とその規制の実効性を分析する。イギリスの規制介入が南西太平洋諸島民の「保護」にどの程度の実効性を有したのかを解明することをねらいとする。</p> <p>During the late 19th century, British, French, German, and American labor and arms traffickers kidnapped the people of the southwest Pacific islands, taking them as plantation workers to Queensland and Fiji colonies.</p> <p>This study focuses on British regulations on arms and labor trade, rather than analyzing the labor and arms trade itself, and elucidates the nature of British liberal intervention.</p> <p>In practice, I particularly focus on the relationship between missionaries and the state power, analyzing the reasons for British decision to embark on regulation of labor and arms trade and the efficiency of these regulations.</p> <p>In addition, I ascertain the degree of efficiency in the "protection" of southwestern Pacific islanders by British regulatory intervention.</p>
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20081001-0137

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

イギリス帝国主義と南西太平洋の武器・労働交易

British Imperialism and the Labour and Arms Trade in the Southwest Pacific

竹内 真人(Mahito Takeuchi)

19 世紀の後半期に、英仏独米の武器・労働交易業者は南西太平洋諸島民を誘拐して植民地労働者として移送した。本稿の目的は、この武器・労働交易そのものを分析することではなく、武器・労働交易に対するイギリスの規制に分析焦点を絞り、イギリスの自由主義的介入の性格を解明することにある。具体的には、宣教師と国家権力の関係に注目し、イギリスが武器・労働交易の規制に着手した原因とその規制の実効性を分析する。イギリスの規制介入が南西太平洋諸島民の「保護」にどの程度の実効性を有したのかを解明することをねらいとする。

Abstract

During the late 19th century, British, French, German, and American labor and arms traffickers kidnapped the people of the southwest Pacific islands, taking them as plantation workers to Queensland and Fiji colonies. This study focuses on British regulations on arms and labor trade, rather than analyzing the labor and arms trade itself, and elucidates the nature of British liberal intervention. In practice, I particularly focus on the relationship between missionaries and the state power, analyzing the reasons for British decision to embark on regulation of labor and arms trade and the efficiency of these regulations. In addition, I ascertain the degree of efficiency in the “protection” of southwestern Pacific islanders by British regulatory intervention.

イギリス帝国主義と南西太平洋の武器・労働交易

竹 内 真 人

（初稿受付 2008 年 7 月 10 日，
査読を経て掲載決定 2008 年 8 月 7 日）

要 旨

19 世紀の後半期に、英仏独米の武器・労働交易業者は南西太平洋諸島民を誘拐して植民地労働者として移送した。本稿の目的は、この武器・労働交易そのものを分析することにはなく、武器・労働交易に対するイギリスの規制に分析焦点を絞り、イギリスの自由主義的介入の性格を解明することにある。具体的には、宣教師と国家権力の関係に注目し、イギリスが武器・労働交易の規制に着手した原因とその規制の実効性を分析する。イギリスの規制介入が南西太平洋諸島民の「保護」にどの程度の実効性を有したのかを解明することをねらいとする。

キーワード

宣教師，人道主義的イデオロギー，規制介入，自由主義，帝国主義

はじめに

19 世紀の後半期の南西太平洋諸島は、オーストラリアのクイーンズランド地方とフィジーの英領植民地への「労働力供給源」として重要な位置を占めていた⁽¹⁾。労働力不足に悩む英領植民地の綿花・コプラ・砂糖プランテーション農園主たちが、南西太平洋諸島のメラネシアとマイクロネシアから、島民約 89,500 名を植民地労働者として移送したからである⁽²⁾。その際、「ブラックバーダーズ blackbirders」と呼ばれた武器・労働交易業者が島民を強制的に誘拐して移送し、一方それに対してイギリスがその誘拐行為を規制するための介入をおこなった。こうして、交易業者による島民誘拐

(1) C. W. Newbury, 'The Melanesian Labor Reserve: Some Reflections on Pacific Labor Markets in the Nineteenth Century', *Pacific Studies* 4: 1 (1980), pp.1-25.

(2) メラネシアにおける労働者の募集はロイヤルティ諸島，ニュー・ヘブリディーズ（現在のヴァヌアツ），ソロモン諸島，及びニューギニア（現在のパプア・ニューギニア）でおこなわれ，マイクロネシアではギルバート諸島（現在のキリバス）でおこなわれた。島民約 62,500 名がクイーンズランドへ（1863 年—1904 年），約 27,000 名がフィジーへ移送された（1864 年—1911 年）。C. A. Price with E. Baker, 'Origins of Pacific Island Labourers in Queensland, 1863-1904: A Research Note', *Journal of Pacific History*（以下 *JPH*）11: 2 (1976), pp.106-21; Jeff Siegel, 'Origins of Pacific Islands Labourers in Fiji', *JPH* 20: 1 (1985), pp.42-54.

とイギリスの規制介入があったため、その後注目されるようになった。のみならず、南西太平洋の武器・労働交易は歴史家の強い関心をも引きつけるにいたり、太平洋史において最も研究蓄積のあるトピックの一つとなってきた。

本稿の目的は、既に研究蓄積がある南西太平洋の武器・労働交易そのものを分析対象とするものではなく、むしろ、武器・労働交易に対するイギリスの規制に焦点を合わせて、イギリスの自由主義的介入の性格を解明することにある。具体的には、本稿では以下の二つの課題を扱う。第一に、18世紀末から19世紀初頭の奴隷貿易廃止運動の時期にまで遡って、イギリスがなぜ南西太平洋の武器・労働交易の規制に着手したのかを考察する。すなわち、イギリスの自由主義的介入の起源を解明することである。第二に、イギリスの介入が南西太平洋の武器・労働交易の規制にどの程度の実効性を有したのかを明らかにする。その際、後に述べるように、研究史上看過されてきたフィジー併合（1874年）⁽³⁾以後の時期に焦点を合わせて考察する。

これらの課題の分析にあたり、本稿では「帝国主義」という概念を、一つの国（本稿ではイギリス）がその国境線を越えて世界の諸地域を様々な手段を使ってコントロールないし支配することと定義⁽⁴⁾する。その上で、本稿では、イギリス人宣教師が南西太平洋の武器・労働交易の規制に果たした役割を重視する。というのは、19世紀にイギリスが海外での植民地労働者の「保護」を進める上で、宣教師が極めて重要な役割を果たし、しかもそれがイギリスの拡張を促していく側面もあったからである。しかし、宣教師の活動がイギリスの拡張と如何なる関係があったのか、先住民の「保護」にどの程度の実効性を有していたのか、という問題については実証的考察はまだ始まったばかりであり、ほとんど解明されていないというのが現状である。⁽⁵⁾それゆえ本稿では宣教師と国家権力（イギリス政府、西太平洋高等弁務局、イギリス海軍）との関係に焦点を絞り、両者がどの様な関係にあった

(3) 本稿での分析は筆者の博士論文に基づいている。Mahito Takeuchi, 'Imperfect Machinery? Missions, Imperial Authority and the Pacific Labour Trade, c.1875-1901', unpublished Ph.D. thesis (King's College, University of London, 2006).

(4) この定義にあたり、アンドリュウ・ポーター著、福井憲彦訳『帝国主義』岩波書店、2006年、pp.1-22と、スティーヴン・ハウ著、見市雅俊訳『帝国』岩波書店、2003年、pp.44-50を参照した。

(5) 宣教師の活動とイギリス帝国の盛衰に関する英語での研究成果としては、例えば、Brian Stanley, *The Bible and the Flag: Protestant Missions and British Imperialism in the Nineteenth and Twentieth Centuries* (Leicester, 1990); A. N. Porter, *Religion versus Empire? British Protestant Missionaries and Overseas Expansion, 1700-1914* (Manchester and New York, 2004); Norman Etherington (ed.), *Missions and Empire* (Oxford and New York, 2005); A. N. Porter (ed.), *The Imperial Horizons of British Protestant Missions, 1880-1914* (Grand Rapids, MI, and Cambridge, 2003); Brian Stanley (ed.), *Missions, Nationalism, and the End of Empire* (Grand Rapids, MI, and Cambridge, 2003)がある。また、イギリス帝国における「主権」と「保護」との関係に関しては、W. Ross Johnston, *Sovereignty and Protection: A Study of British Jurisdictional Imperialism in the Late Nineteenth Century* (Durham, NC, 1973)を参照した。

のか、また、イギリスの介入が南西太平洋諸島民をどの程度「保護」したのかを分析する。

以下、まず第一章では、研究史を振り返り、南西太平洋の武器・労働交易に関する先行研究が持つ問題点を明らかにする。続く第二章では、イギリスがなぜ南西太平洋の武器・労働交易の規制に踏み切ったのか、その原因を究明する。その後第三章では、その規制がどの程度の実効性を持ち、南西太平洋諸島民をどの程度「保護」したのかを考察する。

第一章 南西太平洋の武器・労働交易に関する研究史

南西太平洋の武器・労働交易に関する先行研究を振り返ると、⁽⁶⁾ 宣教師の活動と武器・労働交易の関係に注目した研究はほとんどないことが分かる。太平洋地域に関する歴史研究の中では、わずかに K・L・P・マーティンと A・A・コスキネンによる極めて表面的で短い分析があるだけである。⁽⁷⁾

1960年代半ばまでの研究では、南西太平洋の武器・労働交易は、帝国の境界線 frontier を越えた地域における法と秩序の維持という帝国主義的統治に関する問題であった。しかしながら、その重点は南西太平洋諸島民の誘拐を防ぐためにイギリス政府がとった法的措置の分析に置かれており、必ずしも宣教師の人道主義的「保護」活動には注目されていなかった。

これに対し、1960年代半ば以降になると、J・W・デーヴィッドソンと彼の同僚たち（いわゆる「キャンベラ学派」）がこうした研究を批判し、「太平洋における植民地統治の歴史を理解するためには本国の中心地から [太平洋] 諸島自体へと関心の的を移す必要」性を強調した。⁽⁹⁾ 西洋世界によって致命的な被害を被った太平洋諸島民像から、西洋世界と積極的に対峙する「主体」としての太平洋諸島民像へと転換した。いわば「太平洋諸島からみる歴史学 (island-oriented historiography)」⁽¹⁰⁾ への転換である。

(6) 太平洋労働交易の研究史については、Doug Munro, 'The Pacific Islands Labour Trade: Approaches, Methodologies, Debates', *Slavery and Abolition* 14: 2 (1993), pp.87-108; Doug Munro, 'The Labor Trade in Melanesians to Queensland: An Historiographic Essay', *Journal of Social History* 28: 3 (1995), pp.609-27 がある。

(7) K. L. P. Martin, *Missionaries and Annexation in the Pacific* (Oxford, 1924), pp.68-99; Aarne A. Koskinen, *Missionary Influence as a Political Factor in the Pacific Islands* (Helsinki, 1953), pp.145-50, 205-6.

(8) J. M. Ward, *British Policy in the South Pacific, 1786-1893: A Study in British Policy towards the South Pacific Islands prior to the Establishment of Governments by the Great Powers* (Sydney, 1948), Ch. 21; W. P. Morrell, *Britain in the Pacific Islands* (Oxford, 1960), Ch. 7; O. W. Parnaby, *Britain and the Labor Trade in the Southwest Pacific* (Durham, NC, 1964).

(9) J. W. Davidson, 'Problems of Pacific History', *JPH* 1 (1966), p.14.

(10) この用語については、H. E. Maude, *Of Islands and Men: Studies in Pacific History* (Melbourne, 1968), p. xix を参照。

しかし、このデーヴィッドソンの周縁的かつ脱中心的なアプローチは、宣教師と武器・労働交易との関係のみならず、誘拐という事実そのものをも否定するものであった。キャンベラ学派のなかで「誘拐という神話」を初めて否定したのは、デリク・スカーである。スカーは、南西太平洋の武器・労働交易に対する規制の有効性を評価せずに、誘拐は1870年代中頃から「自発的な志願」へと変化したと論じた。スカーは、その変化の原因を島民たち自身が契約労働の意味を理解し始めたこと⁽¹¹⁾に求め、「労働交易は、ビジネスとして、それと関係する者全員の実質的な合意を必要とし、それ⁽¹²⁾[合意]はまたかなりの程度で労働交易にかかわった島民の側から表れた」と主張した。ピーター・コリスは、労働交易の生存者18名へのインタビューを文書史料と組み合わせることによって、この主張を確認し、太平洋諸島民が誘拐された時期は短く、むしろ彼らは海外で自発的に労働したと結論づけた⁽¹³⁾。

しかしながら、このキャンベラ学派の「修正主義的」見解は、ケイ・ソーnderズやエードリアン・グレーヴズといった「反修正主義者」たちによって批判されることになった。ソーnderズは太平洋諸島労働者の導入をオーストラリアの流刑囚人制度の消滅と結びつけ⁽¹⁴⁾、クイーンズランドへの太平洋諸島民の募集は1890年に至るまで誘拐行為と無関係ではなかったと主張した⁽¹⁵⁾。また彼女は、クイーンズランド砂糖プランテーションでの苛酷で圧制的な状況を強調し、「鞭打ち、折檻、暴行はプランテーションでは全て普通の出来事であった⁽¹⁶⁾」と述べている。グレーヴズもまたキャンベラ学派を批判し、誘拐は「1880年代に発生したし、1890年代にもその個別例は報告されていた⁽¹⁷⁾」と述べ、宣教師と交易者の南西太平洋への進出が太平洋諸島民をプロレタリア化し、その結果島

(11) Deryck Scarr, 'Recruits and Recruiters: A Portrait of the Pacific Islands Labour Trade', *JPH* 2 (1967), pp.5-6.

(12) Deryck Scarr, *Fragments of Empire: A History of the Western Pacific High Commission, 1877-1914* (Canberra, 1967), p.139.

(13) Peter Corris, *Passage, Port and Plantation: A History of Solomon Islands Labour Migration 1870-1914* (Carlton, Vic, 1973).

(14) Kay Saunders, 'The Workers' Paradox: Indentured Labour in the Queensland Sugar Industry to 1920', in Kay Saunders (ed.), *Indentured Labour in the British Empire, 1834-1920* (London and Canberra, 1984), pp.213-59. オーストラリアへの流刑囚人制度については、拙稿「オーストラリア植民地への囚人移民史：1788年—1840年」『三田学会雑誌』92巻2号、1999年7月、195—215頁を参照。

(15) Kay Saunders, *Workers in Bondage: The Origins and Bases of Unfree Labour in Queensland 1824-1916* (St. Lucia, Qld, 1982), Ch. 2; Kay Saunders, "'The Middle Passage?'" Conditions on the Labour Vessels from Queensland to Melanesia, 1863-1907', *Journal of Australian Studies* 5 (1979), pp.38-49.

(16) Saunders, *Workers in Bondage*, p.76.

(17) Adrian Graves, 'The Nature and Origins of Pacific Islands Labour Migration to Queensland, 1863-1906', in Shula Marks and Peter Richardson (eds.), *International Labour Migration: Historical Perspectives* (Hounslow, Middlesex, 1984), p.114.

民たちは自らの労働力を海外の農園主に売らざるをえなかったと主張している⁽¹⁸⁾。しかし、「反修正主義者」たちも武器・労働交易の規制の実態やそこでの宣教師の役割について実証的に検討したわけではなく、もっぱら「誘拐」対「自発的志願」論争に照準を合わせていたにすぎない。

その後、「反修正主義者」たちの悲観的見解に対し、キャンベラ学派の楽観的見解を支持したのがクライブ・ムーアやラルフ・シュロモヴィッツといった「新修正主義者」たちである。ムーアはソロモン諸島出身の労働者の子孫たちの証言を人類学的に分析し、労働力募集を島民の生活サイクルに位置づけた。若い未婚男性は島では限定された生産的役割しか果たさなかったため、彼らの志願は島の共同体に対する経済的犠牲ではなかったと主張した⁽¹⁹⁾。計量経済史の手法を労働交易の分析に適用したシュロモヴィッツも、高い再労働契約率を島民が自発的に志願した証拠であるとし、労働者の高死亡率は、プランテーションの苛酷かつ不衛生な状態によるものではなく、主として疫学的な環境変化によるものと主張している⁽²⁰⁾。彼らも、労働交易に参加した島民の自発性を強調する一方、武器・労働交易の規制の実態に関しては無視している点では共通している。

この「誘拐」対「自発的志願」論争に対して注目すべき論点を提供したのが、ジェーン・サムソン⁽²¹⁾である。彼女は、宣教師・人道主義諸団体の活動と帝国建設過程の間の複雑な関係に新たな光を当て始めた最近のイギリス帝国史家たちの動向と軌を一にして、英国海軍将校と宣教師の間の親密な関係に注目し、南西太平洋地域へのイギリスの介入を「人道主義的介入」概念と結びつけて肯定的に捉えた。しかし、サムソンの分析はイギリスのフィジー併合（1874年）、すなわち「帝国史家が通常分析を始める⁽²⁴⁾」ところで終わっている。イギリスの介入がどの程度南西太平洋の武器・労働交易を規制し、また仏独米の南西太平洋への介入を妨げることに成功したか。これを明らかにする上で、まさにそれ以降の時期は重要であるが、分析されないままとなっている。

(18) *Ibid.*, pp.115-39; Adrian Graves, 'Colonialism and Indentured Labour Migration in the Western Pacific, 1840-1915', in P. C. Emmer (ed.), *Colonialism and Migration: Indentured Labour before and after Slavery* (Dordrecht, Boston, MA, and Lancaster, 1986), pp.237-59.

(19) Clive Moore, *Kanaka: A History of Melanesian Mackay* (Port Moresby, 1985), Ch. 3.

(20) Ralph Shlomowitz, 'Melanesian Labor and the Development of the Queensland Sugar Industry, 1863-1906', *Research in Economic History* 7 (1982), pp.327-61; Ralph Shlomowitz, 'The Fiji Labor Trade in Comparative Perspective, 1864-1914', *Pacific Studies* 9: 3 (1986), pp.107-52.

(21) Jane Samson, *Imperial Benevolence: Making British Authority in the Pacific Islands* (Honolulu, 1998).

(22) 人道主義諸団体の例としては、先住民保護協会 Aborigines' Protection Society や反奴隷制協会 British and Foreign Anti-Slavery Society が挙げられる。

(23) 上記注 5, 及び A. N. Porter, 'Trusteeship, Anti-Slavery, and Humanitarianism', in A. N. Porter (ed.), *The Oxford History of the British Empire Vol. 3 The Nineteenth Century* (Oxford and New York, 1999), pp.198-221 と, Charles Swaisland, 'The Aborigines Protection Society, 1837-1909', *Slavery and Abolition* 21: 2 (2000), pp.265-80 を参照。

(24) 本文下線は原書ではイタリック。Samson, *Imperial Benevolence*, p.4.

このように、従来の研究では、武器・労働交易に対する宣教師の対処の仕方やそれが南西太平洋諸島民の「保護」に果たした役割を包括的に捉えた研究はほとんどなく、そのため、そもそも誘拐という歴史的事実を実質上否定する議論さえあるくらいである。数少ない包括的な分析であるサムソンの研究も、対象とする時期がいわゆる帝国主義の時代以前に限定されているため、19世紀イギリスの介入の功罪を捉えきれていない。従って、そうした諸点を包括的に捉え、対象時期も延ばして分析することが必要となってくる。

本稿の研究史上の位置は、南西太平洋地域へのイギリスの介入の過程を、フィジー併合以降の時期も含めて包括的かつ批判的に分析することにある。そこで次章では、イギリスがなぜ南西太平洋の武器・労働交易を規制しようとしたのかを明らかにするために、イギリスがフィジー併合に至った歴史的過程を分析する。その際、イギリスの宣教師たちがおこなった人道主義的活動が如何なる役割を果たしたのかに注目することにしよう。

第二章 南西太平洋地域へのイギリスの介入の人道主義的原因

第一節 奴隷制廃止とキリスト教宣教運動の再編

イギリスの奴隷制度の廃止にキリスト教の人道主義的イデオロギーが果たした役割は、先行研究史上においてもよく知られている。ロジャー・アンステイは、カリブ海植民地経済の衰退に奴隷制廃止の経済的原因を求めるエリック・ウィリアムズ（いわゆる「ウィリアムズ・テーゼ」）⁽²⁵⁾を批判し、クエーカー教徒、メソジスト教徒や英国教会派の福音主義者たちの人道主義的活動を強調した。⁽²⁶⁾その後、シーモア・ドレッシャーは、奴隷貿易廃止運動の時期（1791年—1806年）にカリブ海植民地経済がむしろ活況を呈しており、その衰退は奴隷貿易廃止以後に生じたことを経済史的に立証し、⁽²⁷⁾「ウィリアムズ・テーゼ」に根本的疑念をなげかけた。デーヴィッド・デーヴィスも、奴隷制が人類の進歩に逆行するという観点が18世紀末になって初めて支配的になったと主張し、奴隷制廃止の人道主義的原因を論証している。⁽²⁸⁾奴隷制廃止の人道主義的原因は先行研究史上においても十分に強調されてきたといえよう。⁽²⁹⁾

史実を振り返ると、この奴隷制廃止運動が高揚した18世紀末から19世紀初頭の時期のイギリスでキリスト教宣教運動の再編がみられたことが分かる。英国教会派の福音伝道協会 Society for the

(25) このテーゼに関しては、E・ウィリアムズ著、中山毅訳『資本主義と奴隷制—ニグロ史とイギリス経済史』理論社、1987年参照。

(26) Roger Anstey, *The Atlantic Slave Trade and British Abolition, 1760-1810* (London, 1975).

(27) Seymour Drescher, *Econocide: British Slavery in the Era of Abolition* (Pittsburgh, 1977).

(28) David Brion Davis, *Slavery and Human Progress* (New York and Oxford, 1984).

(29) 最近の研究としては、David Turley, *The Culture of English Antislavery, 1780-1860* (London and New York, 1991) を参照されたい。

Propagation of the Gospel (以下 SPG) が英領北アメリカで先駆的の布教活動を展開した後、1790年代のイギリスでは新たな宣教団体、すなわちバプテイス脱伝道協会 Baptist Missionary Society (1792年)、ロンドン伝道協会 London Missionary Society (以下 LMS) (1795年)、エディンバラ・グラスゴー伝道協会 Edinburgh and Glasgow Missionary Societies (1796年)、アフリカ東洋伝道協会 Society for Missions to Africa and the East (1799年) が結成され、それと同時に奴隷制に対する宗教的態度は一変した。クラバム派と呼ばれた英国教会派の福音主義者たちは、奴隷制を「国民的犯罪」と見做し、クエーカー教徒やメソジスト教徒と共に奴隷制廃止運動を展開し、その結果、1807年に奴隷貿易を、1834年にはイギリス帝国内の奴隷制を法的に廃止した⁽³¹⁾。この人道主義的イデオロギーは先住民の「保護」に関する王立委員会報告書 (1837年)⁽³²⁾ にも反映し、その報告書は、先住民の間に近代文明を普及し彼らが平和的かつ自発的にキリスト教を受け入れることを促すものになった。この目的を達成するために、トマス・ホジキンは1837年に先住民保護協会 Aborigines' Protection Society (以下 APS) を、またジョセフ・スタージは1839年に反奴隷制協会 British and Foreign Anti-Slavery Society を結成した。ニュージーランドの併合もまたこうした人道主義的イデオロギーの一つの結果であった⁽³³⁾。

第二節 南西太平洋諸島への宣教師の拡大

奴隷制に反対する人道主義的イデオロギーを持つイギリス人宣教師たちはその後世界各地に広がった。その太平洋への進出は、1797年にLMSが初めてタヒチに到着した時に始まった。その後、LMSの活動はソシエテ諸島、サモア、マルケサス諸島、クック諸島に拡大し、ウェズリー派メソジスト伝道協会 Wesleyan Methodist Missionary Society (以下 WMMS) が1830年代までにトンガとフィジーに進出した。メラネシアへの進出は、1839年にLMS宣教師ジョン・ウィリアムズがニュー・ヘブリディーズのエロマンガ島に到着した時からである⁽³⁵⁾。1848年には、プレズビテリアン宣教師

(30) Porter, *Religion versus Empire*, Ch. 1 and 2. なお、アフリカ東洋伝道協会は後に英国教会派伝道協会 Church Missionary Society に改名した。

(31) John Cell, 'The Imperial Conscience', in Peter Marsh (ed.), *The Conscience of the Victorian State* (New York, 1979), pp.173-213; Porter, 'Trusteeship, Anti-Slavery, and Humanitarianism', pp.201-4.

(32) *Report from the Select Committee on Aborigines (British Settlements), British Parliamentary Papers* (以下 PP) (1837), VII [425].

(33) Porter, 'Trusteeship, Anti-Slavery, and Humanitarianism', pp.206-10.

(34) 太平洋への宣教師の進出の概観としては、Ian Breward, *A History of the Churches in Australasia* (Oxford, 2001) を見よ。

(35) W. N. Gunson, *Messengers of Grace: Evangelical Missionaries in the South Seas 1797-1860* (Melbourne, 1978), pp.11-21; Samson, *Imperial Benevolence*, p.9.

ジョン・ゲディもカナダのノヴァスコシアからニュー・ヘブリディーズのアネイチウム島に移り⁽³⁶⁾、
プレズビテリアン派ニュー・ヘブリディーズ・ミッション New Hebrides Mission (以下 NHM)⁽³⁷⁾ が
その後成立した⁽³⁸⁾。

NHM は、スコットランド、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの多様なプレズビテリアン派教会によって支援され、それゆえ、LMS や WMMS が持っていた国際的な人道主義的ネットワークを保持していた。NHM の活動地域はニュー・ヘブリディーズ南部であり、有力な宣教師にはジョン・イングリスとジョン・ペイトンがいた。1849 年には、ニュージーランドの英国教会主教 G・A・セルウィンが、NHM の宣教地域を避け、ニュー・ヘブリディーズ北部とソロモン諸島へ入り、SPG の支援の下、メラネシアン・ミッション Melanesian Mission (以下 MM) を J・C・パティソン (1861 年にメラネシア主教に就任)⁽³⁹⁾ と共に設立した。他方、LMS はニューカレドニアとロイヤルティ諸島の先住民に伝道し続けたが、フランスの軍事的介入が強まるなか⁽⁴⁰⁾、ニューギニアに宣教活動の重点を移すことを決定し、1871 年にサミュエル・マクファーレンと A・W・マリーを派遣した。W・G・ローズとジェームズ・チャーマーズも 1873 年と 1877 年にそれぞれニューギニアに送られ⁽⁴¹⁾、1875 年には WMMS の宣教師ジョージ・ブラウンがニューブリテンに新たなミッション⁽⁴²⁾ を開設している。(地図 1 を参照のこと。)

第三節 南西太平洋諸島での宣教方法

こうした宣教師の多くは、イギリス文明とキリスト教が不可分であると信じ、賃金労働、一夫一婦制、そして識字能力をキリスト教への改宗を促進する重要な要素であると考えた。それゆえ、彼らは「勤労の美德」というプロテスタントの労働倫理を頻繁に説いた⁽⁴³⁾。しかし、南西太平洋諸島民への伝道活動は困難を極め、それはミッションの宣教方法にも影響した。LMS と WMMS と NHM

(36) George Patterson, *Missionary Life among the Cannibals: Being the Life of the Rev. John Geddie, D. D., First Missionary to the New Hebrides* (Toronto, 1882), Ch. 7.

(37) NHM の概略については、J. H. Proctor, 'Scottish Missionaries and the Governance of the New Hebrides', *Journal of Church and State* 41 (1999), pp.349-72 参照。

(38) John Inglis, *In the New Hebrides: Reminiscences of Missionary Life and Work, Especially on the Island of Aneityum, from 1850 till 1877* (London, 1887), p.37.

(39) D. L. Hilliard, *God's Gentlemen: A History of the Melanesian Mission, 1849-1942* (Brisbane, 1978), Ch. 1; Porter, *Religion versus Empire*, pp.159-61.

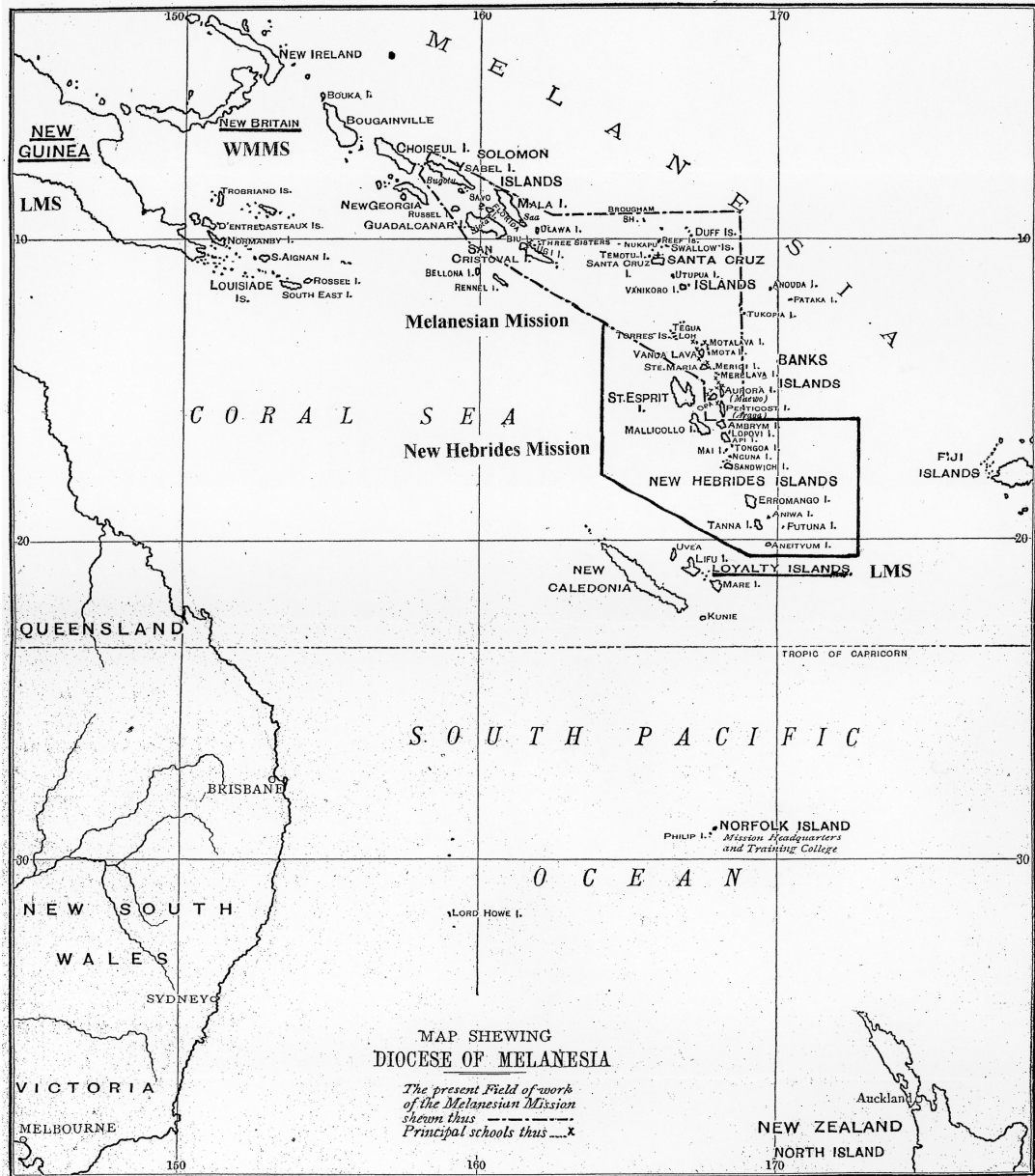
(40) John Garrett, *To Live among the Stars: Christian Origins in Oceania* (Suva, 1982), pp.189-205; Samuel McFarlane, *The Story of the Lifu Mission* (London, 1873), Ch. 11. なお、リフ Lifu はロイヤルティ諸島の中の一つの島である。

(41) Richard Lovett, *The History of the London Missionary Society, 1795-1895, Vol. 1* (London, 1899), Ch. 13; Garrett, *To Live among the Stars*, pp.206-7.

(42) *Ibid.*, pp.220-2.

(43) Samson, *Imperial Benevolence*, pp.13, 29-30.

地図 1 南西太平洋における宣教諸団体の活動地域



出典) E.S. Armstrong, *The History of the Melanesian Mission* (London, 1900) 所掲の地図より作成。

注) なお、本地図掲載の島名は旧称であり、例えば、エロマンガ島はエロマンガ島と記載されている。

の宣教師はマラリアが多発するメラネシアの熱帯地域での居住をためらわず、サモアなどから南洋諸島民牧師を連れて来て布教した。⁽⁴⁴⁾それとは対照的に、MMのG・A・セルウィン主教は現地諸島への定住を嫌い、むしろ若いメラネシア諸島民をニュージーランドのセント・ジョンズ・コレッジへ移送し、そこで英語・聖書・西洋の生活様式を数箇月間教育した後、イギリス海軍船で現地諸島に帰す方法をとった。⁽⁴⁵⁾J・C・パティソンもまたセルウィンと同様の方法を用い、若くて有能な島民をサザン・クロスというミッション船で本部、すなわちニュージーランドのセント・アンドルーズ・コレッジとノーフォーク島のセント・バルナバ・コレッジに送り、そこで彼らを最も有能な学徒へと教育した。パティソンはその仕事を「布教のための募集」と呼んだ。⁽⁴⁶⁾

こうした宣教方法の違いを生み出したもう一つの原因は、英国教会派と非国教会派の宣教師の社会的出自の差異であった。MMの宣教師たちはジェントルマンの出自であり、G・A・セルウィンはケンブリッジ大学で、⁽⁴⁷⁾J・C・パティソンはオックスフォード大学で教育を受けた。⁽⁴⁸⁾それとは対照的に、太平洋に向かった非国教会派宣教師の大多数は下層中産階級または熟練労働者階級出身であった。⁽⁴⁹⁾例えば、ジョン・ウィリアムズは金物屋の徒弟、⁽⁵⁰⁾ジョン・ゲディは時計製造工の息子、⁽⁵¹⁾ジョン・イングリスは石工、⁽⁵²⁾ジョン・ペイトンは靴下編み業者の息子であり、⁽⁵³⁾サミュエル・マクファー

(44) 南洋諸島民牧師については、Doug Munro and Andrew Thornley (eds.), *The Covenant Makers: Islander Missionaries in the Pacific* (Suva, 1996); Doug Munro and Andrew Thornley, 'Pacific Islander Pastors and Missionaries: Some Historiographical and Analytical Issues', *Pacific Studies* 23: 3/ 4 (2000), pp.1-31 参照。

(45) D. L. Hilliard, 'Bishop G. A. Selwyn and the Melanesian Mission', *New Zealand Journal of History* 4: 2 (1970), pp.120-37; Samson, *Imperial Benevolence*, pp.84-5.

(46) セント・アンドルーズ・コレッジは1859年から1867年までの時期の、セント・バルナバ・コレッジは1867年から1919年までの時期のMMの本部であった。D. L. Hilliard, 'John Coleridge Patteson: Missionary Bishop of Melanesia', in J. W. Davidson and Deryck Scarr (eds.), *Pacific Islands Portraits* (Canberra, 1970), pp.177-200; Garrett, *To Live among the Stars*, pp.182-3, 185. 宣教師の活動と現地の文化変容の関係については、Darrell L. Whiteman, *Melanesians and Missionaries: An Ethnohistorical Study of Social and Religious Change in the Southwest Pacific* (Pasadena, CA, 1983) を見よ。

(47) Gerald H. Anderson (ed.), *Biographical Dictionary of Christian Missions* (Grand Rapids, MI, 1999) (以下 *BDCM*), pp.611-2.

(48) *Ibid.*, p.520.

(49) Gunson, *Messengers of Grace*, p.46.

(50) Donald M. Lewis (ed.), *Dictionary of Evangelical Biography 1730-1860*, 2 vols (Peabody, Massachusetts, 2004) (以下 *DEB*), pp.1197-8; *BDCM*, p.736.

(51) *DEB*, pp.432-3; *BDCM*, pp.237-8; Nigel M. de S. Cameron (ed.), *Dictionary of Scottish Church History and Theology* (Edinburgh, 1993) (以下 *DSCHT*), p.353.

(52) *DEB*, p.592; *BDCM*, p.318; *DSCHT*, p.430.

(53) *DEB*, pp.858-9; *BDCM*, pp.518-9; *DSCHT*, p.648.

レンは鉄道労働者⁽⁵⁴⁾、ジェームズ・チャーマーズは石工の息子⁽⁵⁵⁾だった。ジョージ・ブラウンは密輸にかかわったこともあった⁽⁵⁶⁾という。

こうした宣教師たちの活動の規模を具体的数値で示すことは難しいが、幾つかの数値は存在する。まず非国教会派の宣教師を組織ごとにとみると、イギリス人宣教師と南洋諸島民牧師の数はそれぞれ7人と102人（ロイヤルティ諸島とニューギニアのLMS, 1875年⁽⁵⁷⁾）、11人と85人（NHM, 1874年⁽⁵⁸⁾）、1人と10人（ニューブリテンのWMMS, 1875年⁽⁵⁹⁾）であり、MMの宣教師とその助手の総数は1875年時点で、イギリス人宣教師が妻を含めても10人⁽⁶⁰⁾、セント・バルナバ・コレッジの学徒が168人であった⁽⁶¹⁾。イギリス人宣教師の数は少なく、現地での危険な宣教活動の多くを南洋諸島民牧師に依存していた事実がうかがえよう。

第四節 武器・労働交易開始以前の白檀交易の拡大と宣教師の対応

南西太平洋地域で活動したのは、宣教師だけではなく。1825年に交易業者ピーター・ディロンがニュー・ヘブリディーズ南部のエロマンガ島で白檀を発見すると、イギリス人交易業者はロイヤルティ諸島、ニューカレドニア、ニュー・ヘブリディーズ南部で白檀交易に従事するようになった⁽⁶²⁾。こうしたイギリス人交易業者の活動に対し、宣教師たちは当初、交易業者が南西太平洋諸島民に賃金労働などの社会的慣習を教え、キリスト教への改宗を促すことを期待した⁽⁶³⁾。しかし、交易業者と島民間の相互理解は南西太平洋諸島における言語の多様性ゆえに極めて困難であった⁽⁶⁴⁾。1839

(54) *BDCM*, pp.448-9.

(55) *DSCHT*, p.158; D. L. Langmore, *Tamate - A King: James Chalmers in New Guinea, 1877-1901* (Carlton, Vic, 1974), p.2. ニューギニアで布教したLMS宣教師A・W・マリーについては *DEB*, p.808 と *BDCM*, p.482 を、同じくニューギニアで布教したLMS宣教師W・G・ローズについては *BDCM*, p.387 と *DSCHT*, p.473 を見よ。

(56) *BDCM*, p.95; Charles W. Forman, 'The Legacy of George Brown', *International Bulletin of Missionary Research* 22: 1 (1998), p.28.

(57) *LMS, Annual Report for the Year Ending 1st May 1876* (London, 1876), p.119.

(58) *Annual Report of the New Hebrides Mission for the Year 1874*, Pacific Manuscripts Bureau, Australian National University, Canberra, Doc 218, pp.13-4. 1875年のレポートはこのマイクロフィルムに収められていない。

(59) *WMMS, Annual Report for the Year Ending April 1876* (London, 1876), p.154.

(60) List of people who joined the Melanesian Mission, Melanesian Mission Archives, School of Oriental and African Studies, London, 5/22, box 23.

(61) *Report of the Melanesian Mission for the Year 1875* (Ludlow, 1876), p.10.

(62) Dorothy Shineberg, *They Came for Sandalwood: A Study of the Sandalwood Trade in the South-west Pacific 1830-1865* (Carlton, Vic, 1967). 南西太平洋における交易業者の活動の概観については、K. R. Howe, *Where the Waves Fall: A New South Sea Islands History from First Settlement to Colonial Rule* (Sydney and London, 1984), Ch. 15 を見よ。

(63) Samson, *Imperial Benevolence*, pp.29-30.

(64) Hilliard, *God's Gentlemen*, p.8; Garrett, *To Live among the Stars*, p.162.

年に LMS 宣教師のジョン・ウィリアムズがエロマンガ島のディロンズ・ベイで現地島民によって殺害されると⁽⁶⁵⁾、キリスト教の人道主義を持つイギリス人宣教師たちは交易業者の活動に対し批判的になった。特に LMS の宣教師たちは、白檀交易業者の現地島民に対する違法行為がウィリアムズ殺害の原因であると考え⁽⁶⁶⁾、APS の協力の下で南西太平洋諸島民を「保護」するための介入を要求し始めたのである⁽⁶⁷⁾。

しかし、イギリス政府はメラネシア、特にニューカレドニアのようなフランスが利権を持つ地域での領土拡張を拒否し⁽⁶⁸⁾、むしろ外務省とイギリス海軍を通じて交易業者の違法行為を防ごうとした。1859 年にはオーストラリア地域に英国海軍管轄区域（以下オーストラリア・ステーション）が創設され、その境界線は、東西では東経 75 度と西経 170 度に、そして南北は南緯 10 度と南極圏に画定された。⁽⁶⁹⁾（地図 2 を参照のこと。）オーストラリア・ステーションに配備された戦艦数は当初 5 艘であったが、1863 年には 9 艘に増え、その後 1864 年から 1872 年に至る時期に 5 艘から 9 艘の間を変動した。⁽⁷⁰⁾海軍将校の任務は多岐にわたったが、奴隷貿易廃止後は、違法な労働交易に対する偵察行為が彼らの重要な任務の一つになった。海軍将校の中には、海外での諸交易をキリスト教倫理に見合うものにするのに熱心な者もいたし、奴隷制に反対する福音主義的な人道主義的イデオロギーを宣教師たちと共有する者もいた。ダーウィン以前の民族学理論家ジェームズ・プリチャードは、APS 創設者の一人として、人類は天地創造という聖書上の同一時点より生じ、それゆえ肌の色にかかわらずみな兄弟姉妹であると主張したが、彼の思想は海軍将校の教育にも使われていた。⁽⁷¹⁾外務省もまた、英国首相パーマストン卿が主張した「合法的商業」を推進することに特に熱心であった。⁽⁷²⁾

(65) *Ibid.*, p.161.

(66) イギリス海軍船ロザリオ *Rosario* 号のパーマー中佐は白檀交易業者が 1839 年に大量の現地島民を虐殺したと以下の著作で述べた。George Palmer, *Kidnapping in the South Seas* (Edinburgh, 1871), pp.54-5.

(67) W. N. Gunson, 'Missionary Interest in British Expansion in the South Pacific in the Nineteenth Century', *Journal of Religious History* 3: 4 (1965), p.301; D. L. Hilliard, 'Colonialism and Christianity: The Melanesian Mission in the Solomon Islands', *JPH* 9 (1974), pp.94-5; Samson, *Imperial Benevolence*, pp.83, 91.

(68) *Ibid.*, p.93.

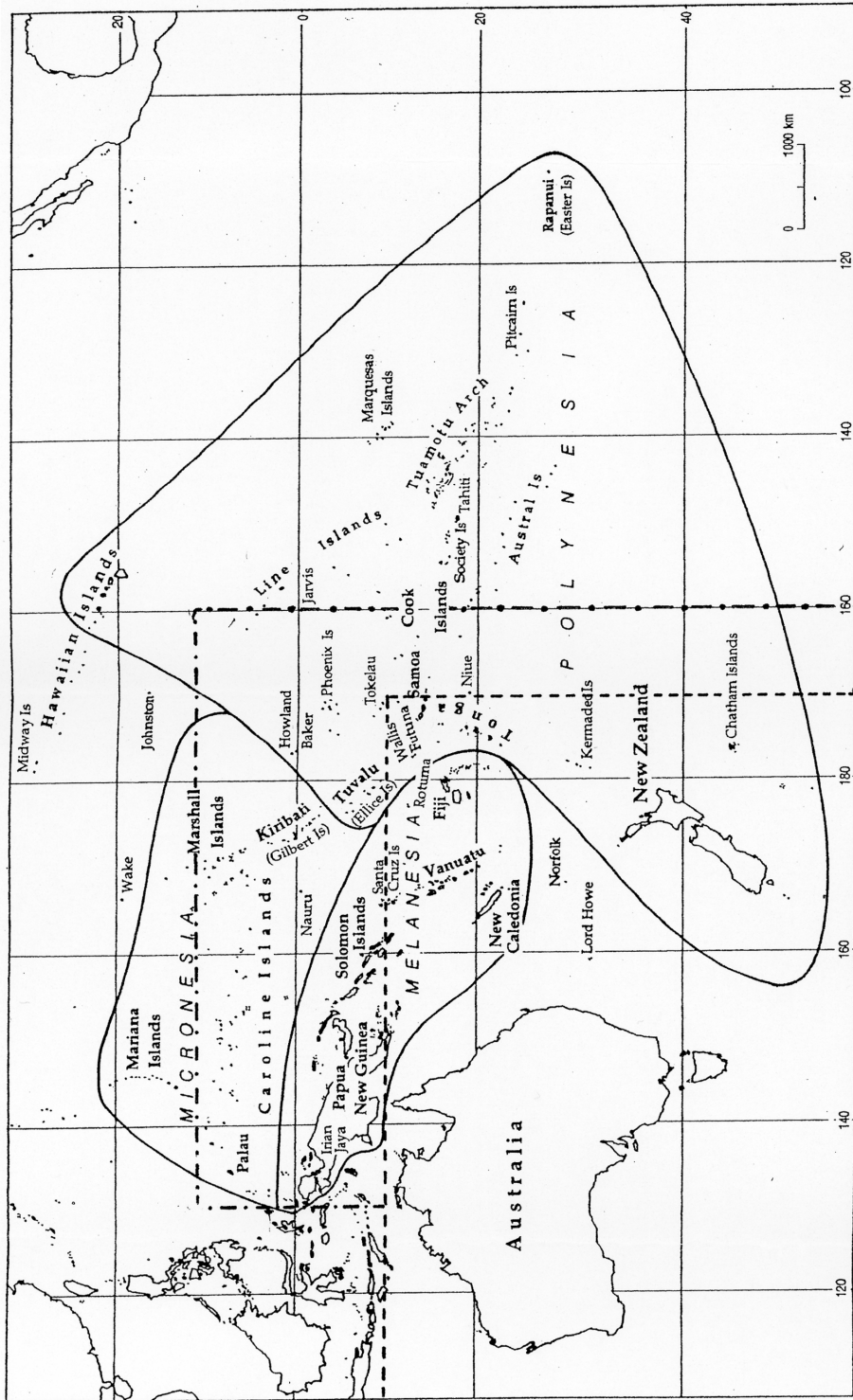
(69) John Bach, 'The Royal Navy in the Pacific Islands', *JPH* 3 (1968), pp.3-20; John Bach, *The Australia Station: A History of the Royal Navy in the South West Pacific, 1821-1913* (Kensington, NSW, 1986), p.18.

(70) 1872 年時点のオーストラリア・ステーションには、6 艘の戦艦が存在した。*Ibid.*, p.253.

(71) Samson, *Imperial Benevolence*, pp.9-10, 12-3, 30.

(72) W. D. McIntyre, *The Imperial Frontier in the Tropics, 1865-75: A Study of British Colonial Policy in West Africa, Malaya and the South Pacific in the Age of Gladstone and Disraeli* (London and New York, 1967), pp.28-9. なお、パーマストン卿は 19 世紀イギリスの政治家であり、外務大臣を 3 期（1830 年—1834 年、1835 年—1841 年、1846 年—1851 年）、首相を 2 期（1855 年—1858 年、1859 年—1865 年）務めた。

地図2 オーストラリア地域の英国海軍管轄区域 (オーストラリア・ステーション)



出典) Donald Denoon, Stewart Firth, Jocelyn Linnekin, Malama Meleisea and Karen Nero (eds.), *The Cambridge History of the Pacific Islanders* (Cambridge, 1997), p.7 所掲の地図より作成。

注) - - - - - 1859年。
 - · - · - · - 1872年。

しかし、イギリス政府は南西太平洋の交易者の違法行為を阻止するための外務省と英国海軍による介入を継続しなかった。なぜならマオリ戦争（1845年—1872年）が勃発したため、手持ちの勢力を全てニュージーランドへ向けねばならなかったからである。⁽⁷³⁾

第五節 武器・労働交易の開始とクイーンズランド政府による規制

南西太平洋の武器・労働交易が始まったのは、このマオリ戦争が続行中の1860年代であった。クイーンズランドとフィジーで生じたプランテーション労働力の深刻な不足のため、南西太平洋地域は急速にこれらの植民地の「労働力供給源」となり、武器・労働交易者は島民の誘拐という違法行為を開始した。⁽⁷⁴⁾

イギリス政府は島民の誘拐に関する情報を宣教師やAPSから、またロイヤルティ諸島での誘拐に関してはフランス政府からも得ていたが、⁽⁷⁵⁾ マオリ戦争が続いている間は、南西太平洋の武器・労働交易を直接的に規制する措置をとらなかった。それゆえ、NHMの宣教師ジョン・ペイトンは1867年に誘拐の事実を収集し、それを植民省とクイーンズランド植民地政府に送付した。⁽⁷⁶⁾ しかし、イギリス政府はクイーンズランド政府に圧力をかけるに止まり、ポリネシア労働者保護法 Polynesian Labourers Act（1868年制定）を可決したのも結局クイーンズランド政府であった。⁽⁷⁷⁾ この法律はクイーンズランド移民局と同植民地への労働募集を規制する権限を与えたものであり、以後、島民の導入には植民地政府の許可証が必要とされた。この許可証を取得するためには、誘拐行為を犯すと没収される500ポンドの保証金 bond だけでなく、3年間の契約終了後、労働者を島に戻すための保証金⁽⁷⁸⁾も必要になった。労働交易船の船長は募集が合法的におこなわれたことを証明するために、宣教師や領事、その他の責任ある人々からの証明書をクイーンズランド港の移民官に提示することが義務づけられた。一方、本法に違反して導入された労働者一名につき、船長に対して20ポンドの罰金が課せられ、支払われなければ、労働交易船も没収された。クイーンズランド到着時には、労働

(73) Samson, *Imperial Benevolence*, p.115. マオリ戦争については、James Belich, *The New Zealand Wars and the Victorian Interpretation of Racial Conflict* (Auckland, 1986) を参照されたい。

(74) 誘拐行為の詳細については、E. W. Docker, *The Blackbirders: The Recruiting of South Seas Labour for Queensland, 1863-1907* (Sydney, 1970) を見よ。太平洋諸島民の他にも、60,965名のインド人年季契約労働者が1879年から1916年の時期にフィジーへ導入された。Brij V. Lal, 'Labouring Men and Nothing More: Some Problems of Indian Indenture in Fiji', in Saunders (ed.), *Indentured Labour in the British Empire*, pp.126-57. なお、この時期の年季契約労働の概観として、David Northrup, *Indentured Labor in the Age of Imperialism, 1834-1922* (Cambridge, 1995) も参照した。

(75) McIntyre, *The Imperial Frontier*, p.242.

(76) Robert Steel, *The New Hebrides and Christian Missions, with a Sketch of the Labour Traffic* (London, 1880), pp.389-93.

(77) ポリネシア労働者保護法の制定当時は、メラネシアもまたポリネシアと呼ばれていた。

(78) 労働者一名につき10ポンド。

者は本法に則して登記され、雇用者はこの登記簿を保持することを義務づけられた。労働監督官も任命され、クイーンズランドでの島民雇用時の最低賃金と食料・衣服の量も定められた。⁽⁷⁹⁾⁽⁸⁰⁾

しかし、ポリネシア労働者保護法はイギリス海軍に南西太平洋地域の誘拐問題を扱う権限を与えていなかった。⁽⁸¹⁾ そのため違法な労働取引は同法制定後も存続した。イギリス海軍船ロザリオ *Rosario* 号のパーマー中佐は1869年に労働募集船ダフネ *Daphne* 号がフィジーのレブカ島で島民100人を奴隷状態で移送しているのを発見したが、クイーンズランド政府にさらに規制を要求する以上の措置をとらなかった。⁽⁸²⁾ 一方、クイーンズランド政府は1870年から労働募集船にも監督官を任命したが、この規制措置も実効性を伴うものではなかった。労働募集船上での監督官の任務は明らかに過多であり、そのため監督官たちは概して迅速かつ断固たる措置をとれなかった。監督官は、島民全員が自発的に志願したか、またプランテーションでの労働に適しているかを確認するだけでなく、船上での食料・衣服の支給量がポリネシア労働者保護法の規定に合致しているか、また労働者が出身地に正しく戻されたかを一人で確認することを義務づけられたからである。法律上は、違反した船長に対し労働者の募集の即時停止を命令することも義務づけられたが、それを行わない監督官は多かった。監督官の任命時に、船長が彼の命令に従順な監督官を推薦することは一般的に行われていたし、およそ監督官を任命することさえ、月10ポンドという低賃金のために極めて困難であったからである。⁽⁸³⁾

こうした状況下で、労働交易業者は南西太平洋地域で島民に対する欺瞞・暴力行為を続けた。彼らは交易品があると言って島民を巧みに船上におびき寄せ、島民が甲板の下に入ると速やかに昇降口を閉めた。労働交易業者たちは「アイ・ドロップ」と呼ばれる方法も使った。これは島民を募集船の傍におびき寄せ、島民のカヌーに銃鉄を落として転覆させ、その後島民を捕獲して甲板の下に閉じ込めるものだった。水中で抵抗する島民のなかには射殺された者もいたという。⁽⁸⁴⁾

第六節 パティソン主教の殺害とイギリスの介入の開始

それゆえ、島民は異国船に対して無差別に報復した。1871年9月にはMMのパティソン主教がサンタクルーズ諸島のヌカプ島で殺害された。パティソンの殺害はフィジー労働交易船の誘拐行為

(79) 年間6ポンド。

(80) Polynesian Labourers Act, 4 Mar 1868, *PP* (1867-8), XLVIII [C.391], pp.73-80.

(81) Bach, *The Australia Station*, p.51.

(82) Ward, *British Policy in the South Pacific*, pp.222-3; Morrell, *Britain in the Pacific Islands*, p.177; Docker, *The Blackbirders*, pp.60-2.

(83) Corris, *Passage, Port and Plantation*, pp.27-8.

(84) *Ibid.*, p.26; Docker, *The Blackbirders*, p.47.

がその原因であった。ほどなくイギリス本国の注目を引くところとなった⁽⁸⁵⁾。そのニュースは12月にロンドンに届き⁽⁸⁶⁾、各派の教会・宣教師協会・APSは、人道主義的出版物やイギリス国会議員に対するロビー活動、さらには人道主義的ネットワークを通じた啓蒙活動によって、労働交易に反対する世論を喚起した⁽⁸⁷⁾。例えば、APS会長F・W・チェソンは1871年におこなわれた講演の中で、「もし誘拐がポリネシアの島々でおこなわれ、クイーンズランドかフィジーかを問わず、島民が欺瞞や取引によって連れ去られているのが真実であれば、我々はザンジバルとアラビア沿岸の黒人移送を鎮圧すべきよりも、むしろこの種の奴隷貿易をこそ鎮圧せねばならない⁽⁸⁸⁾」と述べた。

こうしたキリスト教的な人道主義的イデオロギーのキャンペーンの結果、イギリス政府は遂に南西太平洋地域の誘拐問題をイギリス政府の立法措置で解決することを決断することになった⁽⁸⁹⁾。しかしイギリス政府は労働交易を廃止するよりも、それを規制することを目指した。植民省政務次官Parliamentary Under-Secretary of State for the Coloniesのナッチブル・ヒュージェセン（在位1871年—1874年）は、太平洋諸島民保護法案の審議で、「私はこの違法な交易の鎮圧ではなく規制を主張する⁽⁹⁰⁾」というパティソン主教の言葉を引用している。太平洋諸島民保護法は1872年に可決され、その後、太平洋で誘拐行為を犯したイギリス国民はオーストラリア植民地の最高裁判所でも、またイギリスのどの自治領の海事裁判所でも裁かれることになった⁽⁹¹⁾。さらに、太平洋諸島を警備するために、12ポンド砲搭載総重量12トンのオーストラリア製縦帆式帆船5艘（アラクラティ *Alacrity* 号、ビーグル *Beagle* 号、コンフリクト *Conflict* 号、レナード *Renard* 号、サンドフライ *Sandfly* 号）もオーストラリア・ステーションに追加配備され、この海軍基地の南北と東西の境界線も、誘拐が発生する可能性の高い島々を含むように、北緯12度と西経160度へと拡張された（地図2参照）。1873年時点のオーストラリア・ステーションの総戦艦数は11艘になった⁽⁹²⁾。

(85) A. W. Murray, *The Martyrs of Polynesia* (London, 1885), pp.214-6; Corris, *Passage, Port and Plantation*, p.27.

(86) McIntyre, *The Imperial Frontier*, p.240. パティソン主教殺害に対するニュージーランドの反応については、P. J. Stewart, 'New Zealand and the Pacific Labor Traffic, 1870-1874', *Pacific Historical Review* 30 (1961), pp.47-59 参照。

(87) Thomas Harvey, *The Polynesian Slave Trade: Its Character and Tendencies; with Reasons Adduced for its Total and Immediate Prohibition* (Leeds, 1872); John Kay (ed.), *The Slave Trade in the New Hebrides: Being Papers Read at the Annual Meeting of the New Hebrides Mission, Held at Aniwa, July 1871* (Edinburgh, 1872).

(88) H. R. Fox Bourne, *The Aborigines Protection Society: Chapters in its History* (London, 1899), p.32.

(89) McIntyre, *The Imperial Frontier*, p.41.

(90) *Hansard's Parliamentary Debates, 3rd ser.*, CCIX, 15 Feb 1872, col. 522.

(91) Pacific Islanders Protection Act, 27 June 1872, *Hertslet's Treaties*, XIII (London, 1877), pp.669-76.

(92) Ward, *British Policy in the South Pacific*, p.235; Bach, *The Australia Station*, pp.57, 253. その後、オーストラリア・ステーションのイギリス海軍艦数は1874年から1901年の時期に10艘か

しかし、太平洋諸島民保護法には依然として抜け道が存在した。フィジーはイギリスの裁判権 jurisdiction の管轄外に置かれていたため、労働募集船の船長はフィジー国旗を掲げることによって容易にイギリスの法規制を逃れることができた。フィジーの労働募集船カール Carl 号の乗組員たちは甲板下での暴動発生時に少なくとも 70 人の島民を射殺したという。⁽⁹³⁾ それゆえ、APS は、ウェズリー派メソジスト教徒と連携して、介入に消極的なグラッドストーン自由党内閣に対しフィジーを併合するよう強要し、⁽⁹⁴⁾ 植民省政務次官のナッチブル・ヒュージェセンも植民大臣のキンバリーにフィジー併合を要求した。⁽⁹⁵⁾ キンバリーは、オーストラリア・ステーションの司令官 J・G・グッドイナフ准将とフィジー領事 E・L・レアードに、フィジー併合が妥当かどうか調査するよう命じた。彼らは併合を推奨したが、併合を推奨する彼らの報告書がロンドンの植民省に届いたのは、1874 年 2 月のデズレリー保守党への政権交代後であった。しかし、フィジーを併合すべきだという人道主義的認識は自由党も保守党も共通して持っており、新植民大臣カーナーヴォン卿は前政権の対フィジー政策を引継いで、1874 年に遂にフィジーを併合するに至った。⁽⁹⁶⁾ その後設置されたフィジー政府は、即座にクイーンズランド政府の規制措置をモデルとして、労働募集船に監督官を任命した。⁽⁹⁷⁾

以上の分析から明らかなように、イギリス政府が 1872 年に太平洋諸島民保護法を制定し、1874 年にフィジー併合を実施したのは、宣教諸団体と人道主義者たちの政治的圧力によるところが大きかったといえよう。つまり、イギリス政府が南西太平洋の武器・労働交易に対する規制に踏み切った原因は、イギリス人宣教師たちによる人道主義的イデオロギーのキャンペーンに求められるのである。⁽⁹⁸⁾ それでは、これまで研究されていないフィジー併合後の時期に、イギリスは南西太平洋の武

ら 16 艘の間で変動した。The Navy List (London, 1874-1901) 参照。なお、ロンドンとオーストラリア植民地の海軍費負担の関係について、ニコラス・ランバートは、最低限度以上の経済的負担を負うことに対するイギリス政府の消極性と、直接的なコントロールが及ばない英国海軍への支出を嫌がる植民地政府との意向の対立を指摘している。Nicholas A. Lambert, *Australia's Naval Inheritance: Imperial Maritime Strategy and the Australia Station 1880-1909* (Canberra, 1998), pp.1-21.

(93) McIntyre, *The Imperial Frontier*, p.351; Corris, *Passage, Port and Plantation*, p.26.

(94) Porter, 'Trusteeship, Anti-Slavery, and Humanitarianism', p.215; J. D. Legge, *Britain in Fiji, 1858-1880* (London, 1958), Ch. 6.

(95) McIntyre, *The Imperial Frontier*, p.247; C. C. Eldridge, *England's Mission: The Imperial Idea in the Age of Gladstone and Disraeli 1868-1880* (London, 1973), p.152.

(96) W. D. McIntyre, 'New Light on Commodore Goodenough's Mission to Fiji, 1873-74', *Historical Studies: Australia and New Zealand* 10: 39 (1962), pp.270-88; McIntyre, *The Imperial Frontier*, pp.328-36.

(97) Corris, *Passage, Port and Plantation*, pp.28-9.

(98) 宣教師がイギリス国内の帝国主義意識の形成と展開に果たした役割については、Suzan Thorne, *Congregational Missions and the Making of an Imperial Culture in Nineteenth-Century England* (Stanford, 1999) を参照。世論操作の側面については、John M. Mackenzie, *Propaganda and Empire: The Manipulation of British Public Opinion 1880-1960* (Manchester and New York, 1986) も見よ。

器・労働交易をどのように規制しようとし、それはどの程度の実効性を持ったのだろうか。次章ではこの点について考察することにしよう。

第三章 南西太平洋の武器・労働交易に対するイギリスの規制の限界 ——1875年—1901年——

1874年のフィジー併合後、イギリス政府は南西太平洋の武器・労働交易の規制を本格化した。1875年には太平洋諸島民保護法を改正して西太平洋高等弁務局の設立を決定し、1877年8月にはフィジーに西太平洋高等弁務局を設置、同年11月には初代フィジー総督アーサー・ゴードン卿を西太平洋高等弁務官に任命（在位1877年—1883年）している。以後、オーストラリア連邦政府が1901年に太平洋諸島労働者の導入禁止を決定し、イギリスの武器・労働交易が急速に終息に向うまで、イギリス政府は主として西太平洋高等弁務局とイギリス海軍を通じて、南西太平洋の武器・労働交易を規制しようとした。

本章では、フィジー併合以降におこなわれたイギリスの介入が、南西太平洋の武器・労働交易をどの程度規制し、南西太平洋諸島民を「保護」したのかを考察する。その際に注目する必要があるのは、この時期の南西太平洋地域が同時期のアフリカ大陸と同様、英仏独による争奪戦の舞台であったという歴史的事実である。フランスは既に1842年にタヒチを、1853年にはニューカレドニアを併合し、ドイツも1884年にニューギニア北東部を、1886年にはマーシャル・カロリン諸島とソロモン諸島北部を併合している。アメリカ合衆国も、1860年代・70年代にサモアへの関心を高め、1875年までにはハワイに独占的な交易拠点を設立している。このような状況下で南西太平洋の武器・労働交易もまた多国籍化し、イギリスの武器・労働交易のみならず、仏独米の武器・労働交易も南西太平洋地域には存在していた。⁽⁹⁹⁾

こうした状況を考慮した上で、本章では、フィジー併合後の展開を以下の三点に注目して分析する。すなわち①宣教師、イギリス海軍、西太平洋高等弁務官、そして南西太平洋諸島民は武器・労働交易に対して如何に対処しようとしたのか、②イギリス政府は武器・労働交易の規制にあたって如何なる外交措置をとり、宣教師はイギリス政府の外交措置に対してどのような行動をとったのか、

(99) このうちフランスの労働交易に関する先行研究としては、Dorothy Shineberg, 'French Labour Recruiting in the Pacific Islands: An Early Episode', *Journal de la Société des Océanistes* 40: 78 (1984), pp.45-50 と Dorothy Shineberg, *The People Trade: Pacific Island Laborers and New Caledonia, 1865-1930* (Honolulu, 1999) があり、ドイツの労働交易については、Doug Munro and Stewart Firth, 'From Company Rule to Consular Control: Gilbert Island Labourers on German Plantations in Samoa, 1867-96', *Journal of Imperial and Commonwealth History* 16: 1 (1987), pp.24-44 と Doug Munro and Stewart Firth, 'German Labour Policy and the Partition of the Western Pacific: The View from Samoa', *JPH* 25 (1990), pp.85-102 がある。

③イギリス政府は1892年にギルバート・エリス諸島、1893年にソロモン諸島南部と相次いで保護領化に踏み切ったが、その原因は何処にあり、これらの保護領化は武器・労働交易の規制にどの程度効果があったのか、という点である。

第一節 武器・労働交易の存続と南西太平洋諸島民の抵抗

まず、第1点について考察しよう。既に述べたように、イギリス政府は南西太平洋諸島民の誘拐を防ぐために西太平洋高等弁務官を1877年に任命した。しかし、西太平洋高等弁務官は、南西太平洋で誘拐行為を犯すイギリス人に対する裁判権を保持したものの、外国人と南西太平洋諸島民に対しては裁判権を保持しなかった。それゆえ、南西太平洋の武器・労働交易者は、イギリス人か外国人かを問わず、仏独米の国旗を掲げることによって、イギリス政府の法規制を逃れようとした。こうした武器・労働交易者の違法行為に対して、南西太平洋諸島民は銃を用いて報復攻撃をした。その攻撃対象はイギリス人宣教師だけでなくイギリスの海軍将校も含まれており、白人への無差別攻撃という特徴を示していたと思われるほどである。例えば、1875年にはオーストラリア・ステーション司令官グッドイナフ准将が、1880年にはサンドフライ号のバウアー少佐が殺害されている。換言すれば、南西太平洋地域は武器・労働交易者の違法行為によって、いわば小規模の戦争状態に突入しており、島民の報復攻撃は、彼等を人道主義的に「保護」しようとした海軍将校を殺害するほどのものだった。⁽¹⁰⁰⁾

グッドイナフ准将とバウアー少佐の死は、いわばイギリス帝国の「楯」である海軍の脆弱性を示している。それゆえ、南西太平洋地域のイギリス人宣教師の中には、無差別攻撃をおこなう南西太平洋諸島民に対し海軍による武力攻撃を要求する者も現れた。英国教会派のMMの宣教師たちは高等教育を受けたエリートであり、南西太平洋諸島に居住していなかったため、海軍の武力攻撃に対して批判的であったが、その一方で、南西太平洋諸島に居住する非国教会派宣教師の中には、例えばNHMのジョン・ペイトンやLMSのジェームズ・チャーマーズのように、島民に対する武力攻撃を正当化する者もいた。海軍将校も、宣教師からの情報に依拠して、無差別攻撃をおこなった島民を捜査し、彼らを戦争行為をおこなったかどで迅速に処罰していた。⁽¹⁰¹⁾

このイギリス人宣教師と海軍将校による島民の処罰をもって、「宣教師帝国主義」missionary imperialismの現れと捉え、イギリス人宣教師は「聖書を片方の手に、銃をもう一方の手に」持っていたと批判することは可能である。⁽¹⁰²⁾しかしこれは、イギリス政府が多国籍化した諸外国の武器・労働交易を法的に規制しえなかった結果でもあった。実際、このような危機的な状況にもかかわらず、西太平洋高等弁務官アーサー・ゴードン卿は、南西太平洋地域で活動する諸外国の武器・労働交易

(100) Takeuchi, 'Imperfect Machinery', pp.30-5, 47.

(101) *Ibid.*, pp.35-40.

(102) Stanley, *The Bible and the Flag*, p.11.

に対して新たな法的規制措置をとれず、むしろオーストラリア・ステーション所属のイギリス海軍将校に対する統制権を獲得することに集中していた。このゴードン卿の態度はイギリス海軍との間に深刻な亀裂を生み、西太平洋高等弁務官とイギリス海軍との協調体制を乱すことになった。⁽¹⁰³⁾そのため、イギリス政府は1881年にオーストラリア・ステーションの司令官を新たに西太平洋高等弁務官に任命しようとしたが、ゴードン卿はこの計画に反対し、結局、難破した。⁽¹⁰⁴⁾

こうした状況を是正するために、宣教師たちは、1882年以降、南西太平洋の武器・労働交易に対する新たな法的規制措置を求める人道主義的キャンペーンを展開した。その結果、イギリス政府は1884年に、南西太平洋諸島民への銃と弾薬の供給をイギリス人に対して禁じる武器規制法規 Arms Regulation を発布し、また同年にニューギニア南西部の保護領化も実施した。クイーンズランド政府も、1885年に太平洋諸島労働者法 Pacific Island Labourers Act を制定し、1890年末にクイーンズランドへの太平洋諸島労働者の導入を停止することを決定した。しかし、諸外国の武器・労働交易が存続するかぎり、南西太平洋の武器・労働交易を規制することは極めて困難であった。イギリス政府は諸外国と武器・労働交易の法規制について新たに交渉しなければならなかったのである。⁽¹⁰⁵⁾

第二節 武器・労働交易の規制のための外交交渉

第2点の考察に移ろう。イギリス政府は南西太平洋の武器・労働交易を規制するために如何なる外交措置をとり、宣教師はその措置に対して如何なる行動をとったのだろうか。

イギリス政府はまず、南西太平洋における武器・労働交易を法的に規制する国際協定を締結するために、1884年に仏独米を含む7カ国⁽¹⁰⁶⁾に打診した。しかし、アメリカ合衆国はこの協定の締結に関心を示さなかったため、国際協定の締結は困難であった。⁽¹⁰⁷⁾そこでイギリス政府は、南西太平洋地域でより強い影響力を保持していた英仏独間で同地域を分割し、各国の勢力圏 spheres of influence 内において各国の武器・労働交易を規制させようとした。ちょうどこの時期には、同様の試みがアフリカの武器・労働交易についてベルリン西アフリカ会議(1884年—1885年)でもなされており、⁽¹⁰⁸⁾イギリス政府にとって、南西太平洋地域の分割と武器・労働交易の規制のために外交交渉をおこなうことは時宜にかなっていた。

(103) Takeuchi, 'Imperfect Machinery', pp.42-7. 同様の対立は、東アフリカの奴隷貿易鎮圧過程において、ザンジバル領事のジョン・カークとイギリス海軍の間でも生じていた。この点については、Raymond C. Howell, *The Royal Navy and the Slave Trade* (London and Sydney, 1987), pp.216-22 を見よ。

(104) Takeuchi, 'Imperfect Machinery', pp.56-7.

(105) *Ibid.*, pp.65-72.

(106) その他の国はイタリア、オーストリア＝ハンガリー、ロシア、ハワイであった。*Ibid.*, pp.75-6.

(107) *Ibid.*, pp.76-8.

(108) ベルリン西アフリカ会議での武器・労働交易に関する議論については、Suzanne Miers, *Britain and the Ending of the Slave Trade* (London, 1975), pp.169-89 を見よ。

イギリス政府はエジプトにおける英仏対立を緩和するために、南西太平洋地域においては対仏宥和政策をとろうとし、フランスによるニュー・ヘブリディーズ併合を認めようとした。しかし、NHM（特にジョン・ペイトン）は、プレズビテリアン派教会の国際的なネットワークを用いて、これに反対する人道主義的キャンペーンを行い、フランスによるニューヘブリディーズ併合を妨げた。⁽¹⁰⁹⁾ NHMの対仏嫌悪感⁽¹¹⁰⁾は、太平洋のイギリス人宣教師が共有した反カトリック主義にも根ざしており、南西太平洋地域における英仏関係を悪化させる結果をまねいた。

こうしてイギリス政府は、南西太平洋地域の分割をまずはドイツ政府と進め、1885年に南西太平洋地域の勢力圏確定のための英独委員会を設置した。交渉の結果、1886年にドイツはマーシャル・カロリン諸島を併合し、イギリスはギルバート・エリス諸島を勢力圏下に置き、ソロモン諸島はイギリスとドイツの間で分割された。しかしながら、ドイツ政府の協力にもかかわらず、武器・労働交易の規制は依然として困難であった。アメリカ合衆国の交易業者は、イギリスとドイツの法規制を逃れ、南西太平洋諸島民を誘拐していたからである。⁽¹¹¹⁾

さらに、イギリス政府がドイツ政府と交渉している間に、フランス政府は、イギリス政府から政治的な見返りを求め、1886年にニュー・ヘブリディーズに軍隊を派遣した。一方イギリス政府は、NHM、オーストラリア、ニュージーランドから政治的圧力があつたため、フランスのニュー・ヘブリディーズ併合を認めることはできなかった。それゆえ、イギリス政府は、リーワード諸島（ソシエテ諸島の一部）の併合をフランス政府に認める代わりに、1887年、ニュー・ヘブリディーズにおいて法と秩序を維持するための英仏合同海軍委員会を設立した。しかしながら、フランス政府は武器・労働交易の規制に消極的であり、ニュー・ヘブリディーズにおける英仏共同法廷の設立や、西太平洋高等弁務次官のニュー・ヘブリディーズ駐在に反対した。その結果、この海軍委員会の設置にもかかわらず、フランスの武器・労働交易は無規制のまま存続することになった。⁽¹¹²⁾

それゆえイギリス政府は、続く1890年から1893年に、南西太平洋の武器・労働交易を規制する国際協定の締結を再び試みている。しかしイギリス政府はフランス政府の反発を恐れて労働交易の規制を後回しにし、太平洋諸島民への武器・アルコール供給禁止国際協定の締結を優先した。この国際協定の締結に特に熱心であったのは、NHMと西太平洋高等弁務官ジョン・サーストン卿（在位1888年-1897年）であった。NHM宣教師のジョン・ペイトンは、サーストン卿との合意に基づ

(109) Takeuchi, 'Imperfect Machinery', pp.78-86, 97-101. なお、ニュー・ヘブリディーズは、フランスのニューカレドニア植民地の「労働力供給源」であった。

(110) 太平洋におけるイギリス人宣教師の反カトリック主義は、フランスによるタヒチ併合、トンガとロイヤルティ諸島におけるプロテスタントとカトリック教徒間の武力衝突によって強められた。この点については、Porter, *Religion versus Empire*, pp.124-5 と、Koskinen, *Missionary Influence as a Political Factor in the Pacific Islands*, pp.110-25 を見よ。

(111) Takeuchi, 'Imperfect Machinery', pp.86-97.

(112) *Ibid.*, pp.101-20.

き、カナダとアメリカ合衆国を訪問し、人道主義的キャンペーンを強力に推進した。ペイトンの国際的キャンペーンによって、太平洋諸島民への武器・アルコール供給禁止国際協定に対するアメリカ合衆国民の関心は高まり、その結果、アメリカ政府はその締結に合意した。しかし、フランス政府がさらに政治的見返りを狙ってこの国際協定に反対したため、その締結は困難であった。⁽¹¹³⁾

このように、1884年から1893年にかけてイギリス政府は南西太平洋の武器・労働交易を規制するために外交政策を展開したにもかかわらず、フランスが反英外交政策を遂行したため、南西太平洋における武器・労働交易の規制は困難であった。

第三節 ギルバート・エリス諸島とソロモン諸島南部の保護領化

最後に、イギリス政府が1892年にギルバート・エリス諸島、1893年にソロモン諸島南部と相次いで保護領化に踏み切った原因は何処にあり、これらの保護領化は武器・労働交易の規制に対してどの程度効果があったのかという点について考察しよう。

イギリス政府が武器・労働交易の規制に関する外交交渉をおこなっていた時期に、クイーンズランド政府は、砂糖プランテーションにおける労働力不足を懸念し、1890年末から停止していた労働交易を1892年に再開した。この労働交易の再開は、これまで、イギリス政府がソロモン諸島南部を保護領化した原因とみなされてきた。⁽¹¹⁴⁾しかし、イギリス政府は、メラネシア主教J・R・セルウィン（在位1877年—1891年）の労働交易再開に関する肯定的意見を重視し、クイーンズランドの労働交易再開を問題視してはいない。⁽¹¹⁵⁾イギリス政府は、むしろギルバート・エリス諸島におけるアメリカの労働交易、ソロモン諸島南部におけるフランスの武器・労働交易の拡大の方を懸念した。この両国政府が許可する武器・労働交易を規制するために、イギリス政府は、1892年にギルバート・エリス諸島を、1893年にソロモン諸島南部を保護領化し、さらに同年、太平洋上のイギリス保護領内の外国人に対する裁判権を西太平洋高等弁務官に与える太平洋枢密院令 *Pacific Order in Council* を発布した。⁽¹¹⁶⁾

しかし、保護領化と太平洋枢密院令の発布にもかかわらず、南西太平洋地域における武器・労働

(113) *Ibid.*, pp.121-56.

(114) この謬見を示したものとして、Morrell, *Britain in the Pacific Islands*, p.344 と、Scarr, *Fragments of Empire*, p.254 を挙げておく。

(115) Takeuchi, 'Imperfect Machinery', pp.161-81. NHM はクイーンズランドの労働交易の再開を批判し続けたが、J・R・セルウィンは、タスマニア主教のH・H・モンゴメリーと共に、イギリス帝国建設を積極的に支持しようとし、クイーンズランドの労働交易の再開に賛成した。モンゴメリーの帝国主義意識については、Steven Maughan, 'Imperial Christianity? Bishop Montgomery and the Foreign Missions of the Church of England, 1895-1915', in Porter (ed.), *The Imperial Horizons of British Protestant Missions, 1880-1914*, pp.32-57 も参照されたい。

(116) Takeuchi, 'Imperfect Machinery', pp.181-215. なお、アメリカは、1890年から1892年の間に、グアテマラのコーヒー・プランテーションへ約1,000名のギルバート諸島労働者を移送していた。

交易の規制は依然として困難であった。西太平洋高等弁務官サーストン卿は、ギルバート・エリス保護領においてはドイツの労働交易を厳格に規制し、1895年にこの保護領内での労働募集を禁止したとはいえ、ソロモン保護領においては、フランスの武器・労働交易を禁止せず、それを規制するための法規則も発布しなかった。ソロモン保護領内でフランスの武器・労働交易を規制すれば、フランスはニュー・ヘブリディーズを併合しかねないと考えていたからである。この対仏消極的態度の結果、フランスはソロモン保護領内で武器・労働交易を続けることができた。ニュー・ヘブリディーズにおいても、フランスの武器・労働交易は無規制のまま存続した。それは、イギリス政府がニューヘブリディーズを保護領化せず、それゆえサーストン卿は外国人に対する裁判権を保持していなかったからであるが、英仏合同海軍委員会の存在にもかかわらず、フランス政府が武器・労働交易の法規制に消極的であり、また、英仏間によるニュー・ヘブリディーズ分割もNHMとオーストラリア、ニュージーランドが反対したからでもあった。⁽¹¹⁷⁾

このように、フィジー併合以降の過程を分析すると、南西太平洋の武器・労働交易に対するイギリスの規制がほとんど効果をもたなかったことが分かる。その原因は南西太平洋地域での多国籍化した武器・労働交易の存在にあった。イギリスの規制が実効性をもたなかったことは、南西太平洋諸島民の「保護」も同様にほとんど効果を持たなかったことに等しい。

むすびに

以上、南西太平洋の武器・労働交易に対するイギリス政府による規制を奴隷貿易廃止以後の時期に焦点を当てて論じてきた。本稿の考察から明らかになった点をまとめると以下ようになる。

第一に、これまでの研究では、宣教師と武器・労働交易との関係がフィジー併合以後の時期も含めて包括的に解明されず、そのためイギリスが南西太平洋地域に介入し続けた原因が明らかではなかった。それに対し本稿の分析で明らかになった点は、イギリスが南西太平洋地域に介入し続けた原因が、イギリス人宣教師たちの活動、すなわち人道主義的イデオロギーのキャンペーン（世論操作とロビー活動）に求められることである。

第二に、これまでの研究では、南西太平洋の武器・労働交易に対するイギリスの規制の実効性が解明されず、それゆえ「誘拐」対「自発的志願」論争にもっぱら照準が合わされていた。それに対し本稿では、研究の新たな方向性を示すために、武器・労働交易に対するイギリスの規制の実効性を分析対象とし、フィジー併合以後の時期も含めて包括的に分析した。その結果、武器・労働交易に対するイギリスの規制がほとんど効果をもたなかったことが明らかとなった。その主な原因は多国籍化した武器・労働交易の存在にあった。仏独米の活発な介入のなかでイギリスが南西太平洋の武

(117) *Ibid.*, pp.216-54.

器・労働交易を規制するためには、これらの諸国家間の「国際的協力」も不可欠であったが、特に英仏間の宗教的・政治的対立により、その規制が不完全なものにならざるをえなかったからである。

第三に、これまでの研究では、南西太平洋地域へのイギリスの介入は「人道主義的介入」と肯定的に捉えられていた。サムソンの研究はその典型例であろう。それに対し本稿の考察から、南西太平洋諸島の武器・労働交易が存続していただけではなく、労働交易者の誘拐行為に対し武器を使って抵抗した島民が宣教師と海軍によって抑圧・処罰されたという事実も明らかとなった。すなわち、南西太平洋地域への英仏独米の介入に抵抗した島民は「保護」されず、むしろ「正義」の名の下に殺害されたのである。その意味で、イギリスの支配の論理は「洗礼」・「保護」か、あるいは「死」でもあった。

最後にあげた点はこれまでの研究において全く看過されていた。奴隷貿易廃止以後の時期の宣教師と国家権力、そして南西太平洋の武器・労働交易の關係に焦点をあてた本稿の考察から、南西太平洋諸島民を「保護」しようとしたイギリスの自由主義的介入は島民の人権と主権を蹂躪する「帝国主義性」をも持つものであったことが明らかとなろう。

(埼玉大学教養学部非常勤講師)